

## 令和2年3月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和2年3月6日(金)午後2時30分から午後5時37分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

### 1. 開 会

### 2. 会議録署名者の決定

### 3. 議 事

日程第 1 (議案第12号) 第2次相模原市教育振興計画の策定について(教育局)

日程第 2 (議案第13号) 相模原市スポーツ推進計画の策定について(生涯学習部)

日程第 3 (議案第14号) 第2次相模原市図書館基本計画の策定について(生涯学習部)

日程第 4 (議案第15号) 第3次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について(生涯学習部)

日程第 5 (議案第16号) 相模原市学校施設長寿命化計画の策定について(教育環境部)

日程第 6 (議案第17号) 相模原市職員のライフステージにおける人材育成指標の変更について(学校教育部)

日程第 7 (議案第18号) 令和2年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について(生涯学習部)

日程第 8 (議案第19号) 相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について(教育環境部)

日程第 9 (議案第20号) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について(学校教育部)

日程第10 (議案第21号) 令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について(学校教育部)

日程第11 (議案第22号) 事務の代理の承認について(教育局)

日程第12 (議案第23号) 和解について(学校教育部)

### 4. 報告案件

日程第13 (報告第 5号) 専決処分の報告について(生涯学習課)

日程第14（報告第6号） 専決処分の報告について（学校教育課）

出席した教育長及び委員（6名）

教 育 長	鈴 木 英 之
教育長職務代理者	小 泉 和 義
委 員	永 井 廣 子
委 員	平 岩 夏 木
委 員	岩 田 美 香
委 員	宇田川 久美子

説明のために出席した者

教 育 局 長	小 林 輝 明	教 育 環 境 部 長	渡 邊 志 寿 代
学 校 教 育 部 長	細 川 恵	生 涯 学 習 部 長	大 貫 末 広
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	佐 野 強 史	教 育 総 務 室 担 当 課 長 ( 総 務 企 画 班 )	江 野 学
教 育 総 務 室 主 任	久 田 明	学 務 課 長	岩 崎 雅 人
学 務 課 担 当 課 長 ( 就 学 援 助 班 )	清 水 芳 枝	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	原 田 道 宏
学 校 教 育 部 参 事 兼 学 校 施 設 課 長	小 杉 雅 彦	学 校 施 設 課 担 当 課 長 ( 計 画 班 )	富 岡 重 樹
学 校 教 育 課 長	篠 原 真	学 校 教 育 課 担 当 課 長 ( 人 権 ・ 児 童 生 徒 指 導 班 )	松 本 祥 勝
学 校 教 育 部 参 事 兼 教 職 員 人 事 課 長	農 上 勝 也	教 職 員 人 事 課 担 当 課 長 ( 企 画 班 )	竹 内 進 吾
教 育 セ ン タ ー 所 長	淺 倉 勲	教 育 セ ン タ ー 担 当 課 長 ( 研 究 ・ 研 修 班 )	加 藤 政 義
教 育 セ ン タ ー 担 当 課 長 ( 学 習 情 報 班 )	後 藤 幹 夫	青 少 年 相 談 セ ン タ ー 所 長	水 野 正 人
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	遠 山 芳 雄	文 化 財 保 護 課 長	関 みどり
ス ポ ー ツ 課 長	高 林 正 樹	ス ポ ー ツ 課 総 括 副 主 幹 ( ス ポ ー ツ 振 興 班 )	望 月 悦 郎
図 書 館 長	岡 本 達 彦	図 書 館 担 当 課 長 ( 企 画 ・ 管 理 班 )	郷 司 尚 子

図書館担当課長 八木英次 博物館長 兼 杉千秋  
(サービス班)

橋本公民館館長代理 堂園浩次

事務局職員出席者  
教育総務室主任 島崎順崇

開 会

鈴木教育長 会議に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症対応等について、お話をさせていただきます。

まず、先週 2 月 2 8 日金曜日ですが、政府の対策本部における内閣総理大臣からの要請を受けた市立小中学校の臨時休校に関し、急遽、臨時会を開催させていただきました。

委員の皆様におかれましては、急なご連絡となつてしまいましたが、ご理解、ご協力いただきまして、誠にありがとうございます。また、本市では現在、公民館、図書館、博物館といった公共施設につきましても、相模原市民会館など、市長部局の施設とあわせ、3 月 1 5 日まで休止しております。また、本日午後 2 時、先ほど 3 0 分前、協同病院でも医師から 1 名陽性者が出たと発表がありました。日々変化する状況に応じて、対応を進めているところでございますので、適宜、ご相談、ご報告をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから相模原市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

本日の出席は 6 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名につきましては、岩田委員と宇田川委員を指名いたします。

はじめに、お諮りいたします。

本日の会議の日程 8、議案第 1 9 号、「相模原市岩本育英奨学金奨学生の決定について」は、個人情報を含みますので、公開しない会議として取り扱うことにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 では、ご異議ございませんので、本日の会議は、日程 1 から 7 まで及び日程 9 から 1 4 までについては、公開の会議とし、日程 8 については公開しない会議といたします。

なお、公開しない会議とする案件につきましては、会議の最後に審議することといたします。また、本日の会議についてでございますが、市議会では新型コロナウイルス感染症による対応に伴い、日程の短縮がされていることなどを踏まえ、効率的な運営のため、説明については簡潔にさせていただく部分もございますので、ご理解いただくようお願いいたします。

それでは、これより日程に入ります。

第2次相模原市教育振興計画の策定について

相模原市スポーツ推進計画の策定について

第2次相模原市図書館基本計画の策定について

第3次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について

鈴木教育長 はじめに日程1、議案第12号、「第2次相模原市教育振興計画の策定について」から日程4、議案第15号「第3次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について」までは進行の都合上、事務局から一括して提案説明を行い、個別に審議、採決を行います。

それでは、事務局より説明をいたします。

佐野教育総務室長 議案第12号、「第2次相模原市教育振興計画の策定について」から議案第14号、「第2次相模原市図書館基本計画の策定について」までご説明させていただきます。

これらは、本年度末に現計画の計画期間が終了するに当たり、次期計画の策定について提案するものでございます。

なお、この3件につきましては、昨年10月の教育委員会定例会において、報告させていただきました各計画に関する審議会からの答申の内容を基本としておりますことから、具体的な内容の説明を省略させていただきます。また、本日提案の5つの計画につきましては、昨年12月15日から本年1月21日の間に実施いたしました、パブリックコメントを経て作成した最終案でございます。

議案ごとに右上に参考資料と記載された資料がございますが、パブリックコメントでいただいた意見の内容とその意見に対する市の考え方をまとめたものでございまして、意見への対応につきましては、2ページ以降の表のとおりでございます。

以上で、議案第12号から議案第14号までの説明を終わらせていただきます。

大貫生涯学習部長 では、続きまして議案第15号、「第3次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について」を説明させていただきます。

本件は、今年度末に現計画の計画期間が終了するに当たりまして、子どもの自主的な読書活動を支える環境をさらに充実させるため、第3次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について、提案させていただくものでございます。

それでは、表紙に第3次相模原市子ども読書活動推進計画(案)と書かれたA4縦の冊子の方をご覧いただきたいと思います。表紙をおめくりいただきまして、目次をご覧ください。全体の構成について、ご説明をさせていただきます。

第1章では、計画策定の趣旨、計画期間など、また第2章では国の法改正の状況やアンケート結果など、本市の状況の方を記載しております。続いて、第3章では、現計画の取組状況、また成果指標の達成状況、また今後の課題等の方向性を。第4章では、本計画の推進体制や基本目標、基本方針、計画の体系等をまとめて掲載しております。

第5章、こちらが中心となりますが、家庭・地域、また図書館、学校や関係機関など実施主体ごとの施策や具体的な取組、また第6章では成果指標、計画の推進と進行管理について記載をさせていただいております。

25ページ以降については、資料編として参考資料を掲載しております。

それでは、内容の具体的な点について、ご説明いたしますので、11ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

第4章、第3次計画の基本的な考え方でございますが、計画の推進体制といたしまして、図書館、学校、関係機関、家庭及び地域、これが連携いたしまして、子どもの学習活動の推進に取り組むものとし、真ん中のところ基本目標につきましては、「子どもが読書を楽しみ、「生きる力」を育む」といたしました。

その次、3番の基本方針につきましては、この基本目標の達成に向けて、「子どもが本にふれあう機会をふやそう!」、「読書の楽しさを伝えあおう!」、「子どもの読書の応援隊をふやそう!」とこの3つの方針を策定いたしました。

12ページをご覧ください。

4として、計画の体系でございますが、基本目標及び基本方針に基づきまして、推進への取組として家庭や地域、図書館、学校等における子どもの読書活動の推進にボランティアとの協働及び活動支援と普及啓発活動を加えた5つの柱を定めまして、それぞれの柱につながる施策として21の主な施策を実施していくことを体系的に整理したものでございます。

13ページをご覧ください。

第5章として、子ども読書活動推進のための方策でございますが、「主な施策と具体的な取組」についてご説明させていただきます。

まず、1の家庭・地域における子どもの読書活動の推進につきましては、家庭への支援

といたしまして、ナンバー 2 のところに家庭における読書活動への支援、ブックスタート事業、これは 4 カ月児健康診査受診時の親子に対する読み聞かせと絵本を配布する事業ですが、この事業とセカンドブック事業、2 歳 6 カ月を迎える親子に対する絵本配付と図書館の利用案内、これの事業につきまして、こども家庭課と連携して推進してまいります。

ちょっと飛びまして、16 ページをご覧ください。

図書館における、子どもの読書活動の推進のうち、学校等関係機関との連携の強化として、施策番号 8 番に記載しておりますが、図書館の蔵書資料をさらに活用していただくため、「子ども資料団体貸出制度」こちらの活用促進に向けた配送方法の検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、隣のページ 17 ページをご覧ください。

学校や関係機関における子どもの読書活動の推進として、このうちの施策ナンバーの 10 として、子どもの読書習慣の形成及び読書指導の充実について。これについては、朝読書など読書時間の確保及び内容の充実ですとか、施策番号 13 番、司書教諭と学校図書館担当教諭の研修の充実など、小中学校と連携して学校における取組を進めてまいります。

飛びまして、19 ページをご覧ください。

4 番として、ボランティアとの協働及び活動支援といたしまして、施策ナンバー 17、ボランティアとの協働の推進でございますが、読み聞かせなどのボランティア活動を行っていただく方との協働による、おはなし会等の事業を小中学校また幼稚園、保育所、公民館、子どもセンターなどと連携して開催し、ボランティアの活動支援を進めてまいりたいと考えております。

次のページ 20 ページをご覧ください。

普及啓発活動としては、施策ナンバー 20、子どもの読書活動の啓発の推進の中で、子どもの読書の日や読書週間等を捉えた普及啓発イベントの開催を通じ、子ども読書活動を推進する機運を高めていくことに努めてまいりたいと考えているところでございます。

右側のページ、21、22 ページのところに横長の表が入っておりますが、こちらはただいま主なものを申し上げました 21 の施策について、子どもの発達段階ごとに、どの施策が該当するかを体系的に整理した一覧表でございます。

続いて、23 ページをご覧ください。

第 6 章としての計画の推進に向けてでございますが、成果指標をこちらの方に記載させていただきます。3 つの基本方針ごとに成果指標を設定いたしました。

基本方針1、「子どもが本にふれあう機会をふやそう！」に係る成果指標としては、1カ月に本を1冊以上読む小・中学生の割合、18歳以下の子どもの図書館貸出登録者の割合、子ども資料団体貸出制度を活用している小・中学校数といたしました。

基本方針2「読書の楽しさを伝えあおう！」に係る成果指標としては、「読書は好きですか」という質問に「当てはまる」、「やや当てはまる」と回答した小・中学生の割合、各図書館のおはなし会の参加者数、各図書館の中学生・高校生向けイベントの参加者数といたしました。

基本方針3「子どもの読書の応援隊をふやそう！」に係る成果指標といたしましては、読書活動でボランティアと協力している学校や施設の割合、ブックスタート事業、セカンドブック事業の利用率といたしました。

最後のページ、24ページをご覧ください。

計画の推進と進行管理でございますが、図書館が中心となりまして、学校や関係機関と一体となってこの計画の取組の推進に努めてまいります。また、平成26年に設置いたしました「子ども読書活動推進会議」におきまして、それぞれの事業の取組状況について検証を行いますとともに、多角的な視点から評価と進行管理を行ってまいります。

以上で、議案第15号の説明を終わらせていただきます。

鈴木教育長 説明が終わりました。はじめに議案第12号、「第2次相模原市教育振興計画の策定について」、質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 教育は人なりとよく言われています。やはり私としても、教員の人材育成、また確保というところは、教育を推進していくためにも最重要課題、また言い換えると教育振興計画の実

現には、マンパワーが必要だと思っておりますけれども、その辺の進め方、育成の仕方であるとか、確保の仕方であるとかということもお話しいただければありがたいです。

農上教職員人事課長 まず、教員の確保についてでございますけれども、皆様ご承知のとおり、今全国的に教員の人材の確保というのは、大変難しい状況になっております。それには学校現場の困難さもあれば、民間の方の好景気ですとか、様々な要因があるわけですが、やはり本市としましては、学校現場における働き方改革をしっかりと進めて、教員が魅力ある仕事であるということ、これをしっかりと発信していくことが必要であるというふうに考えております。

長時間勤務の是正も含めて、働き方改革をしっかりと進めるとともに、教員が子どもた

ちとしっかりと向き合って充実した、ワークライフバランスも含めてですが、充実した取組ができるように様々な視点から取組をしていきたいと考えております。また、相模原市の教育の魅力、教員の実力をしっかりと様々な大学も含めて、様々なところで説明、発信していくことも引き続き大事なことでと考えております。

浅倉教育センター所長 教職員の資質、能力を育成することのできる場面として、校内の勤務中のOJT、校外での研修、そして書籍や教材研究など自己研鑽する、こういった場面が想定できると思います。

教育振興計画の56ページでしょうか、目標9のうちの施策2、教員の資質能力の育成のところでは、校外研修に当たるライフステージ研修、専門研修を中心として示してございます。ライフステージ研修には、10年を経過した教職員を対象とした中堅教育研修、中堅研修と言われているものがございます。例えば、これにつきましては、自らの授業づくりに取り組むだけでなく、リフレクションシートを活用して、管理職連携した校内のOJTを進めていると、こういった形の研修等も取り入れているところでございます。

例えば、学年主任として若手教員の育成を図っている計画を立て実行していく、そういった例がございました。また、校長会の研究からは、学校のニーズや個に応じた人材育成を図る必要があること、教育委員会の研修は一定の成果を上げているところではあるが、学校経営へ効果的に生かし切れていないという課題も把握したところですので、こういったところから学校と教育委員会がより一層の情報共有

、連携を図るとともに、教職員の出張回数を増やすということは、現状からなかなか難しいものですから、57ページ施策3の にありますように、eラーニングや遠隔技術等を用いた研修等も今後は検討してまいりたいと考えているところです。

永井委員 様々な計画を推進していただいているかと思いますが、共生社会の実現というのが、この市にとってとても重要な柱の1つなのではないかと思っております。その根底にはやはり人権意識というものが、全ての問題において、根底にきちんと流れていないといけないと思います。その人権意識は、日本は残念ながら低いと言われている人権意識ですが、その向上のためにこういった教育を進めていかれるおつもりなのか、教えていただければと思います。

篠原学校教育課長 まず、教員の人権意識向上としましては、まず指導主事が学校に訪問いたしまして、特に夏休みが多いですけれども、訪問研修等を行っているところでございます。内容といたしましては、特にワークショップですとか実際の事例を取り上げて、具

体的に教職員と一緒に考えていく内容を取り扱っています。また、多様な性、障害など様々な人権課題に対して、児童生徒の置かれた状況や特性を踏まえた対応を図ることができるよう、教員の理解を深めて児童生徒がともに認め合って、安心して学校生活を送ることができる学校づくりを今後、推進してまいります。

教職員につきましては以上になりますが、次に、児童生徒に対してですけれども、まずは自分の命を尊重する心の育成をしてみたいと思っております。本市が作成いたしました自殺予防教育リーフレットかけがえのないあなたへを活用しまして、自他の生命を尊重することの大切さについて学ぶ事業を行ってみたいと思っております。こちらのリーフレットには、児童生徒が状況に応じて、関係機関に自らSOSを出せるような指導や支援を図ってみたいと考えているところです。

また、小中学校におきましては、命の授業の実践をしております、特に助産師さんを招いてですとか、あとは道徳の授業といたしまして、そうした素晴らしい授業、取組事例を、たよりですとか、教職員研修等で周知を図りまして、より充実した命の授業に今後取り組んでいきたいと思っております。

岩田委員 今の永井委員のことに加えてなのですが、パブコメの方にも人権教育というのは、どうかすると行うことに意義があり、みたいなふうになりがちだというところで、確かに難しいと、やっぱり権利意識というのは、私たちにしてもやっぱり感覚が麻痺してしまったり、慣れっこになってしまうというところで、この権利意識の向上というところにもどのような工夫をしていこうかなということがもしもあれば教えてください。

○篠原学校教育課長 まずは、隠れたカリキュラム等がございまして、先ほど申しました研修等もとても大事だと思うのですが、普段の教職員の言葉遣いや接し方ですとか、先ほどOJTもお話ありましたが、授業のことだけではなくて、そういったところから、普段の言葉遣い、子どもとの接し方、そういうところからしっかりとしていかなければいけないのかなと。実際に、先生方と子どもたちの間の中で、うまく意思疎通ができなかったということは、事例として上がってきておりますので、普段から子どもたちが先生に認められているというところをしっかりとこちらの方で把握していきたいと思えます。

学力学習状況調査の方では、相模原市はちょっと低い部分がございますので、そういったところでしっかりそこが向上していくかどうかというのは、図ってみたいと思っております。

平岩委員 オール相模原で取り組むということが文章の中に出てきておりました。地域で

育てるということをよく言いますけれども、やはり教育の中心は学校になるのだと思います。

学校と地域が連携と申しますか、協働していくための仕組みづくり、これまでもやってきましたけれども、今後これまで以上の取組をしていく必要があるのではないかと思います。具体的にはどのように進めていくのか、お聞かせいただければと思います。

遠山生涯学習課長 地域と学校の連携協働につきましては、教育振興計画の44ページに施策18として、掲載をしているというところでございますが、もともと学校運営協議会もそうですし、あるいはのところにある子どもの安全の見守り活動であるとか、個々の活動というのは、幾つか行われてきているという事情がございます。

そういった中で、平成29年に社会教育法も改正され、今回この地域と学校の協働、連携協働部分について、計画に掲載をしているところですが、来年度の新たな動きといたしましては、子どもの発達に関して、保護者の不安ですとか、あるいは悩みを和らげるとともに、子どもを取り巻く大人の理解を深める機会とするために、発達サポート講座、これを開催する方向で今準備を進めているところでございます。

この子どもの発達に関して、非常に専門的な知識をお持ちの大学の先生に、ご協力をいただけることとなりまして、来年度21回、これは基礎講座がABCと3つに分かれていまして7回ずつになるのですが、7回ずつの3コースで合計21回実施ができるという見込みになりまして、議会でのご承認をいただいた後に、これを市P連と連携をして、周知であるとか、そういった部分については、連携をしながらこの発達サポート講座、これを実施していきたいと考えておりまして、また令和3年度以降に関しては、この発達サポート講座の修了者の方が何らかの形で、例えば学校のサポーターになれるような、そういった仕組みについても検討していきたいと考えています。

まずは、目の前にいるお子さんに対する理解を深めていただくということが、この講座の目的ではございますが、さらにやる気があるといいますか、熱意のある方に関しては、学校の方でも活躍いただけるような、そういった取組についても今後検討していきたいと考えています。

以上でございます。

平岩委員 今、子どもたちを取り巻く環境、地域の方が理解を深めるということですけど、仕組みももちろん大事ですけども、おっしゃっていたとおり、日ごろから地道にその子どもたちの理解を周知していくということが大事だと思いますので、よろしく願いいた

します。

小泉教育長職務代理者 今お話は聞いたのですけれども、学校側からすると、施策の18になるかと思うのですけれども、社会に開かれた教育課程、新しい学習指導要領の目玉の1つにもなっていますけれども、学校の進行計画も含めた中で取組であるとか、既にもう始まっているようなところもあろうかと思うのですけれども、より推進するということで、何かこのような取組をしているというようなことがあれば、お話しいただけるとありがたいです。

篠原学校教育課長 これまでも地域の方々にボランティアに入っていたりですか、そういった事業で図書券をお礼で出したりとか、そういうことはしてきたのですけれども、コミュニティスクールを取り組んでおりまして、今モデル校3中学校区でやっております。青野原中学校区、中央中学校区、鶴野森中学校区でやっております、今まで学校評議会だったのですけれども、学校運営協議会というのを立ち上げまして、学校運営に参画していく、地域の方々に参画していただいて、そこで校長が示す学校運営方針を承認いただくようなシステムを今、モデル校で行っているところでございます。

今年で2年目、来年で3年目になりますので、来年度中に全て成果を見まして、今後どのように展開していくのか、またご報告できればと思っております。

鈴木教育長 今、平岩委員と小泉委員から重要なお話をいただいて、やっぱり社会、地域が子どもたちを見守っていくのと同時に学校も開いていかないと、地域一帯で子どもを見守るという環境が醸成できないので、コミュニティスクールをつくること等が目的ではないので、教育委員会として、ちょっとその辺は力を入れていきたいなと考えています。

宇田川委員 今お話にあったようなところで、やはり地域の中の豊かな人材というものがあると思いますので、実際に教育現場で先生方のご負担はかなり実際、働き方改革というようなことが出ていますけれども、数字には上がってこないようなところで、持ち帰りの仕事があったりとか、学校外で仕事があったりというようなところで、実際には本当に負担というものが減っていないというような状況も現状もあるのではないかなと思われまので、そこでやはりその学校を開放して、地域との連携の中でうまく子どもの健やかな育成というか、健全な育ちのために市が連携して一体となって見守っていけるような、そういった実質的に機能するようなシステムというものが、今ちょっとお話し伺っていて、そういったところにつながっていけるのではないかなと感じておりますので、その辺のところへ重点的に力を入れていっていただけたらと思います。

鈴木教育長 議案第12号、「第2次相模原市教育振興計画の策定について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第12号は可決されました。

次に、議案第13号、「相模原市スポーツ推進計画の策定について」、質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 スポーツを柱としたまちづくりというのは、非常に魅力的だと考えています。また、この相模原市はホームタウンのチームがたくさんあるわけなのですが、自分自身の感想でもあるのですが、今一步私自身も含めて、スタジアムに足を運び切れてないなというところがあります。

そういった意味でも、このスポーツ振興計画は非常に重要だと思うのですが、その辺の視点から特にこういうところが目玉だよというところがあれば教えていただけたらありがたいです。

高林スポーツ課長 今回のスポーツ推進計画におきましては、基本理念 と基本理念 に分けまして、基本理念 につきましては、従来の「するスポーツ」、「見るスポーツ」、「支えるスポーツ」を踏襲するような形をとりましたが、基本理念 につきましては、スポーツを生かした地域のにぎわいの創出ということで、スポーツを活用してまちづくりをしていこうというのが、今回の新たな推進計画になっておりまして、そこには今、委員がおっしゃっていただいたホームタウンチームとの連携なども入っておりまして、また地域特性や資源を生かしたスポーツイベントの開催支援等もしていこうという取組でございまして、今までと違ったところでは大きく基本理念 に、そういったスポーツを活用した取組をしていこうと思っておりますので、ホームタウンチームでの連携のところでは、学校サポート事業なども行っておりますので、そういったところを充実して、多くの児童にも知っていただいて、スタジアムに運んでいただけるような取組もしていきたいと思っております。

小泉教育長職務代理者 とてもいいことだと思うのですが、なかなか時間数がとれなかったりとかもしますので、もちろんゲームを見るというのもいいのですが、学校に来ていただいて触れ合うみたいな形も、今までもしているかと思うのですが、より積極的に計画の中で推進していただければと思います。

永井委員 25ページの基本方針3のところ、子どもたちのスポーツに親しむ意欲の喚

起と体力、運動能力の向上とあります。これを大きな柱にされているのだと思いますが、本当に子どもの体力はいろいろな面で課題があるというふうに言われています。様々な事業というのがあるかと思うのですけれども、本当にここがポイントというところがあれば教えていただきたいと思います。お願いいたします。

高林スポーツ課長 施策の12のところでは36ページでございます。その中で新たな取組といたしましては、12-1ということで、スポーツ推進委員や総合型地域スポーツクラブと連携した取組の推進、地域の青少年健全育成活動におけるスポーツ体験活動の支援、放課後の空きスペース等を活用したスポーツ体験活動の実施、それ以降12-2は、ホームタウンチームの取組もございますが、特に12-1のところでは、新たな取組として、子どもたちにスポーツというか体を動かすきっかけづくりになるようなところの体験をしていただく、特に低学年の子どもたちにそういう場をつくっていきたいというような仕組みづくりを検討していきたいと、今回の計画の中で取り組んできたところでございます。

永井委員 スポーツ推進委員についての地域の方で選出が大変だという声も上がっておりますので、そのところは市の方でもフォローをしていただいて、やりやすいというか、子どもたちのためにも協力しようという意欲を持った方にたくさん出てきていただけるように、助けていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

鈴木教育長 何かスポーツ推進委員の選出で工夫している点などがありましたらお願いします。

高林スポーツ課長 選出のところでは、公民館事業を経験された方々、特に公民館の体育事業なんかで経験された方に公民館長なり、スポーツ推進委員さんからお声がけをしたりして委員になっていただくというようなご推薦の仕方が地区によってはございますが、市の全体のマラソン大会のご協力をいただいたりとか、土日に出る回数が多いところもございいますので、改善できるところは改善していきたいと思っております。

岩田委員 質問とかではなくてお願いしたいなということで、このプラン自体には何も異議がないのですけれども、例えば私がお手伝いしている子どもと家族、社会経済的に弱い立場の子どもだったりすると、施策11で、子どもと保護者に対して規則正しい生活習慣の啓発とか、親子で参加できるスポーツイベントの開催みたいなものがあったとしても、なかなか親の方も参加するのが難しかったり、あと子どもの方も輝かしいキャッチフレーズのものが出れば出るほど、スポーツから一番遠い子とか、スポーツが苦手な子はどんどんお尻を引いていってしまうので、その辺のスポーツから遠いところにある子どもと家族に目く

ばせをして、またお父さん、お母さん頑張れにならないような形で展開していただけるとうれしいなと思います。

鈴木教育長 これは要望ということで、事務局の方で意欲、その辺の視点も踏まえて事業の構築をお願いしたいと思います。

平岩委員 今の岩田委員の言葉から少し思ったことがあります。やっぱり、体力づくりとか、健康増進というのがスポーツの大きな目的だと思います。そんな中で、今回の計画の中で、特に分ける必要は本当はないのかもしれませんが、子どもだったり、高齢者だったり、障害のある方だったり、それぞれ活動の支援をしていくわけなのですが、今年はパラリンピックもありますし、障害者スポーツが大変注目されているところなのですが、具体的に障害者スポーツをどのように推進していくのかということをお教えいただきたいと思います。

高林スポーツ課長 パラリンピック競技などを通じまして、これまでもスポーツフェスティバル等でパラスポーツの取組などもしてまいりましたが、今回40ページの方に施策17として、オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツの推進ということで、一過性に終わらずレガシーとして、こういった取組、障害者スポーツなども普及啓発、促進をしていきたいと思っております。具体には今、本市にも車椅子テニスのナショナル代表監督がいらっしゃいまして、そういった方と何か取組ができないとか、そういった具体的な取組も今検討しているところがございます。障害者スポーツにつきましても、普及啓発等に取り組んでまいりたいと思っております。

平岩委員 よくわかります。市内のスポーツ施設は障害者が使いやすくなったりとか、そういう工夫というのは、もう進められていますでしょうか。

鈴木教育長 バリアフリーの観点も含めて。

平岩委員 そうですね、その辺も含めまして。

鈴木教育長 ユニバーサルデザインというか、スポーツ施設がそういう点で、どういう状況なのかというのをちょっと説明いただいた方がいいですか。

高林スポーツ課長 バリアフリーの観点では、体育館にしましても、それから水泳場にしましても、バリアフリー化に取り組んでおりまして、特に水泳のところでは、そういった障害者の教室も行ってありますので、そこは引き続きそういった取組はしてまいりたいと思っております。

宇田川委員 今の障害者スポーツというようなことに関連してなのですけれども、基本理

念としてスポーツを生かした地域づくりというようなところで、障害のある方々がスポーツを通して、地域社会に参加、貢献していくというようなことをぜひ実現させていっていただくとそれが共生社会の実現ということにもつながりますし、先ほども話題に上がっております人権教育ということにもつながっていくすごく貴重な機会になると思いますので、ぜひそれぞれを独立して分担して考えていくのではなくて、やはり一体として位置付けながら推進をしていっていただければなと思います。

高林スポーツ課長 共生社会の実現につきましては、全市的にパーツパーツではなくて、障害政策の部署とも連携を図りながら取り組んでまいりたいと思います。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

ありませんので、これより採決を行います。

議案第13号、「相模原市スポーツ推進計画の策定について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第13号は可決されました。

次に、議案第14号、「第2次相模原市図書館基本計画の策定について」及び議案第15号「第3次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について」ご質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

平岩委員 常日ごろから私は読書というか、図書館の機能の大切さを十分感じておりまして、これは進めていただきたいということなのですが、ちょっとざっくりとした言い方になりますけれども、こういう図書活動、読書活動、それから図書館の施策の充実のためなのですけれども、やっぱり中央図書館機能の確立、これをしっかりしていくことが基本になると思うのですが、これはどのように検討を進めていくのかというところをお伺いしたいと思います。

岡本図書館長 中央図書館機能でございますが、今回、計画の中では、企画・統括機能、それから専門的機能、人材育成機能、3つのカテゴリーに分けて整理をさせていただきました。計画の方の30ページになります。

30ページの中で、それぞれ企画・統括機能、31ページの方で専門的機能、人材育成機能というカテゴリーの中で、整理をさせていただいております。この中で、既に担っている機能もございます。例えば図書館ネットワーク、こういったものは、既に始めているところでございますし、あとは事業評価の関係ですとか、こういったところも進めている

ところでございます。

今後担っていく機能というところでございますが、その中で、まずは現施設で行える、こういったものにつきましては、例えば魅力ある選書、こういったものの構築でございませつか、あと職員の人材育成、こういったものを進めていきたい、それから身近な多様な利用者へのサービス、こういったものをできる中で、しっかりとやってまいりたいと思います。また、この機能の中には、ハード的なもの、施設整備を伴うものもございませ。蔵書構築でありますけれども、全市的にこう考えてきたときに、仮に中央図書館ということになりますと、そこでどういう資料を構築していくのか、スペースが必要になるのか、また計画の中で1つの大きな柱であるのですけれども、全市的にやはり読書環境を整えていく、図書館に近いとか遠いとかということではなく、全市的に図書のサービスを届けていくのだというところがございます。そういった意味では、例えば配送業務がこれ必要になってまいります。こういったスペースを伴う機能につきましては、再整備等を検討しているところで、実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

鈴木教育長 多分ちょっとずれているというか、今、平岩委員は中央図書館機能を非常に図書館として重要ですよ、どのように今進んでいるのかということをお尋ねしたので、今はどういう状況なのか、ちょっとお答えいただければありがたいのですけれども。

岡本図書館長 申し訳ございません。今、どのように進んでいるかというところでございますが、ここで計画に位置付けているところでございますので、ソフト的なところについては、これから全て検討を進めていくというところでございますし、またちょっと再整備に絡む話でございますと、今、淵野辺の駅周辺のまちづくりで市民検討会がございます。こういったところでも、いろいろとご意見いただいているところでございます。

小泉教育長職務代理者 議案第14、15号にまたいでしまうのですけれども、やはり建物的なものと同壁で大きな課題は、今の子どもたち、子どもから大人までではないですか、読書離れというのが顕著かと思ひます。このいただいた資料の中にも中学生の読書離れが顕著だという話もありますけれども、ここをどうするかというところで大分、施策が計画どおりにいくかいかないかというところは大きいかと思ひます。その辺のお知恵があればということと、11ページになりますが、「子どもが読書を楽しみ「生きる力」を育む」というところで、私も大賛成なのですけれども、もう少し具体的なイメージが見えると、より学校現場の方も推進に日々の授業等を利用して進むのかなと思ひのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

岡本図書館長 まず、子どもの読書離れでございますが、全国的にもこれは進んでいるところでございます。これまでの計画からも引き続きこれを継承していく部分ではあるかと思うのですが、今回の第3次子どもの読書活動推進計画におきましても、子どもたちと本が触れ合う機会、こういったものを増やしていく読書環境の整備が、まずあるかと思えます。家庭や地域、図書館、学校など子どもを取り巻く様々な面からの取組によりまして、子どもたちの手の届くところに本があるという環境をつくっていくことが大事であり、そのためには子どもたちの行動範囲というのは、もう限りがございますので、特に身近な施設でもございます公民館図書室でございますとか、あと学校図書館、こういったところとの連携であるとか、資料の充実、こういった取組が重要と考えております。

環境づくりを行うことで、子どもたちが読書により人生が豊かになっていくという実感を持っていただいて、自ら進んで読書することができるような継続的な読書習慣の形成、定着に結びつけてまいりたいと考えています。先ほども子どもたちにも確かに生きる力ということだけではなくて、具体的にどういうところに結び付いていくのだ、こういったところが様々なところで発信をしていきたいなと考えております。

岩田委員 もしかしたら、前に何かの機会で聞いたかもしれないのですが、子ども読書活動推進計画の方の8ページとか、15ページにある相模原市で4カ月健診のときと2歳半のときにブックスタート事業とセカンドブック事業というのはすごく私としても評価しているのですが、これは聞き間違いなければ、4カ月健診のときにはお母さんと子どもに対して、本をあげるのと同時に読み聞かせをしてあげて、2歳半のときには読み聞かせはなしで、図書館の利用だけなのか、その本を同時になのか。でも、多分子どもの発達的に言うと、2歳半のころというのは、子どももすごく絵本を聞くのを楽しめるし、中でもやっぱりお母さんが本を与えているけれども、読み聞かせが苦手なお母さんもいるので、もしも2歳半のところではやっていないとしたら、ぜひそこでの読み聞かせもやってもらいたいなど。教育格差のところでは、絵本はあるけれども、その絵本の読み聞かせをしていないみたいところで、社会的な階層差と子どもの成長の差みたいなのも出ているので、そこをぜひ、もう既にやっているのだったらいいのですけれども、もしも2歳半のところではやっていないとしたら、それもお願いしたいなと思いました。

岡本図書館長 4カ月のときにはブックスタートということで読み聞かせをして、本のお渡しをして。セカンドブック事業については、2歳6カ月ということで、これは歯科検診の通知に引きかえ券を同封して、それぞれの保護者の方が図書館でございますとか、公民

館図書室へそれぞれ本の引きかえに行きます。読み聞かせということになりますと、保護者の方がいつ来られるか分からない状況の中で機会を持てることが今もできておりませんが、ただ本をお渡しするだけではなくて、図書館の紹介や、おはなし会等の事業の紹介ですとか、あとちょうど読むに適した本の紹介ですとか、機会を捉えた本の紹介、イベント等の案内もちょっと行っているところでございます。

鈴木教育長 この事業を始めたのは、自分が子ども・若者未来局のときで、ひとり親家庭の手当てを廃止するに当たって、ではどういう枠組みをしようかなという中の1つで、4カ月児健診のときにボランティアの方は読み聞かせをやっているので、保護者に絵本に触れていただく、読み聞かせをやって、それを見ながら好きな絵本をとっていただく、次に2歳6カ月児健診のときに、図書館に行っていたきたいということで引きかえ券を入れたのですけれども、そんなに利用率は実際には上がっていませんよね。

岡本図書館長 昨年度の8月からこの事業をスタートいたしました。開始当初は引きかえ自体については、28%ぐらいでしたが、だんだん周知が広がってきておりまして、最近の1月の数字で申し上げますと、それが28%から35.8%まで上がってきているという現状でございます。

鈴木教育長 そのセカンドブックのときに、岩田委員はぜひ読み聞かせをできるような環境を整えていただきたいということなので、できる、できないは別にして、そういうことを確かに必要だと思っていますので。検討いただければいいかと思います。

岩田委員 もともと意識があるという、読み聞かせを家でしている人ではなくて、そうでない人をよりそっちにつなげていくには、この券で行くと本をもらえるというところで、あめではないけれども、それをとりに行ったときに絵本はただ棒読みではなくて、こんなふうに抑揚つけて読むのね、そうすると子どもはこんなふうに反応するのね、というところをより体験してもらいたいなと。そうすると、お母さん自身も子どもにただ絵本をぽんと渡しておくだけではなくて、こんなふうに読んでみようかなとなる仕組みが少しずつでも展開していくと、うれしいなと思いました。

宇田川委員 今の岩田委員のお話と趣旨としては、一緒なのですが、やはり読書環境の整備という観点からすると、特に乳幼児期の場合には、保護者の方によるということがすごく大きいと思うのです。それに関しましては、やはりその保護者に対する読書活動の理解と促進というようなところにぜひ焦点を当てていただいて、実現していくというような、推進していくというようなところが、要となるのかなと思っています。実際に子

育て環境において、どうしても今、母親の方の子育て不安というようなことを考えた場合に、なかなか子どものことが理解できないといったときに、例えばなのですけれども、そういった読み聞かせというようなものを通して、絵本というものを媒介して、結局、そこでコミュニケーションをとることで、子ども理解につながっていくというような、そういった実績というか、そういうこともありますので、ぜひそういったこととつなげながら読書活動というものの推進をしていただければと思います。

以上です。

永井委員 私も本が大好きで、下の子どもが小学校に入ってから、卒業するまで6年間、読み聞かせをさせていただいたのです。自分の子どもやその周りの子どもに読み聞かせるのは、そんなに苦痛ではないというか、むしろ楽しみで、きらきらした目とか、おもしろい反応に出会えるというのは、読み聞かせをする方にとっても有意義で本当に幸せな時間だったのです。それをいろんなお母さんに味わってほしいなと思ったのですけれども、その楽しさを知ってもらおうという意味でも、ボランティアへ向けてのサポートというの、もっとあってもいいのかなと思いますし、あと小学校の子どもが卒業してしまったら、もう読み聞かせをする場がない状態で寂しいなと思っているのですが、そういう親というのは、結構いるのではないかと思いますので、本が大好きな親がいろんな子どもに向けて、読み聞かせをするために研修というか、教えてもらうような、そういう読み聞かせをするための講座とか、ボランティアの活用ということとか、あと支援ということについて、今もやっていらっしゃるのかもしれないのですけれども、どういうふうに進めていくというのがあれば教えていただければと思います。

岡本図書館長 読み聞かせボランティアの方は、これは本当に図書館だけではなくて、学校ですとか、様々な施設の中で読書推進に向けての担い手となっていただいているところでございます。

今回も、計画に向けたパブコメの中でもボランティアへの支援、こういったところについては、多くの声もいただきました。現在も図書館といたしましても、ボランティアの養成講座ですとか、いろいろ進めているところではありますけれども、なかなかちょっと回数が持てなかったりするところもございます。

今後、ボランティアの団体等のいろいろお声を聞いた中で、本当にマッチした講習会ですとか、研修、こういったものを充実させていただきたいと思います。ボランティアといいましても、経験者の方を対象にした研修もございますし、また先ほど委員が言われまし

たように、これから新しくボランティアになりたいというような方もいらっしゃるかと思いますので、いろいろな視点から研修会、講習会等を実施してまいりたいと考えているところでございます。

永井委員 先ほどの発言、ちょっと私訂正させていただきたいのですが、ボランティアのお母さんと言ってしまいましたが、お母さんでも、お父さんでも、おじいさんでも、おばあさんでも、ご近所の方でも全然やっていただければありがたいと思いますので、そこは決してお母さん限定というわけではなくて、幅広く助けていただければと思っております。

よろしく願いいたします。

鈴木教育長 研修の開催については、今後検討ということで、曜日とか日時とかも含めて検討ということでよろしいですか。

岡本図書館長 例えば、ボランティアの方にいろいろとお話を聞いた中で、実際に対象となる方が出てきやすい環境といいですか、曜日だったり時間帯だったり、そういったもののいろいろお話を聞きながら進めてまいりたいと考えています。

平岩委員 図書館基本計画とそれから、子ども読書活動推進計画の両方にちょっとまたがるかもしれませんが、子どもの読書のためには保護者ですとか、家庭ですとか、そちらへの理解、働きかけが必要だということがこれにも謳っております。

それとともに、子どもたち地域で育てるということですから、子どもたちを取り囲む地域の一般の大人への働きかけというのもとっても大事で、子どもの場合にはブックスタート事業ですとか、かなり具体的なものがありますが、大人に関しての働きかけをもっとも具体的なものが出てきてもいい、特徴のある具体的なものが出てきたらいいと思います。

そして、大人が読書への理解というのを深めない、やっぱり施設としての図書館の必要性だとか、施設への理解というのも深まらないと思います。やはり、図書館なんてなくてもいいぐらいに思う方もいらっしゃるわけです。今はもうネットで何でもと。

だから、読書への大人の読書、それから図書館への理解を深めるということも、きちっとやっていかないとなかなか施設的な図書館ということでの勧めがなかなか進まないのではないかなと考えます。意見というか。

岡本図書館長 例えば、家庭で取り組んでいくにしても、親の方がなかなか本が好きでない、そういった中で家庭での取組を進めていくのは大変だと思います。図書館基本計画の中でも、大人の方を対象とした事業ですとか、大人の方がしっかりと図書習慣を身に着け

ていただくような取組等を進めていき、あわせて子どもの方を当然進めていくということで、考えているところでございます。

鈴木教育長 正直、私も就任して以降、子どもたち、小学生が大人になって社会で活躍する10年、15年後は社会がどうなっているのか全然見えないのですね。今も、便利で早い、楽ちんということで、スマートフォンとか、そういうものがどんどん生活に入ってきて、平岩委員がおっしゃるとおり、もう図書館なんて行かなくても用は足りるという時代になりつつある、本当に変革期にあるのではないかなということで、ここで特徴のある取組をということでお話をいただきましたので、ちょっと事務局でも一生懸命考えていきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

まず、議案第14号、「第2次相模原市図書館基本計画の策定について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第14号は可決されました。

次に、議案第15号「第3次相模原市子ども読書活動推進計画の策定について」を原案どおり決めるにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第15号は可決されました。

#### 相模原市学校施設長寿命化計画の策定について

鈴木教育長 続きまして、日程5、議案第16号、「相模原市学校施設長寿命化計画の策定について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

渡邊教育環境部長 議案第16号、「相模原市学校施設長寿命化計画の策定について」ご説明させていただきます。

本計画は、市の公共施設マネジメントの取組の一環で、公共施設の老朽化問題、公共建築物の敷設総量削減に対応する中で、教育環境における安全性、快適性の確保及び役割等と念頭に置き、策定するものでございます。

右上に、議案第16号関係資料と記載された概要版をご覧ください。

章、学校施設長寿命化計画の目的等の(1)計画の目的と(2)計画の位置付けについて

でございますが、相模原市総合計画や文部科学省のインフラ長寿命化基本計画に基づき、施設の維持管理、保全にかかるトータルコストの縮減及び予算の平準化を図るものでございます。

(3)長寿命化とは、建物の耐用年数約60年から目標使用年数を約80年とするものでございます。

2ページの(4)計画期間についてでございますが、令和2年度から令和21年度までの20年間を基本といたします。

(5)対象施設でございますが、市立学校106校の校舎、屋内運動場等を対象といたします。

3ページ、2章学校施設を取り巻く現状と課題の(1)地区別状況の把握についてでございます。地域によって学校を取り巻く状況が異なり、過少規模校から大規模校まで、大きく差が出ているため、学習環境を適正な望ましい学校規模とする必要があります。

(2)児童生徒数・学級数の変化につきましては、現在ピーク時の昭和58年の約9万人から約42%減少しています。20年後の令和21年には4万5,000人となり、現在からは約14%、ピーク時から約51%減少する予測となっております。

3章、学校施設の実態の(1)築年別整備状況についてでございますが、本市の学校施設の建築時期は、児童生徒の急増に対応し、昭和45年から昭和59年の15年間に集中しております。また、築30年以上を経過した建築物が全体の約92%を占め、老朽化が進行しています。

4ページ(2)築年数と建築物の状況についてでございますが、図のように、築50年以上、築40年以上、築40年未満に分類いたしまして、さらに改修利益による分類を行いました。(3)劣化が進行している分類につきましては、bの40年以上未改修校舎と一類の50年以上の古いもので劣化が進んでいる状況でございます。

5ページの4章、学校施設の整備方針につきましては、(1)学校施設整備に際し留意すべき課題、(2)学校施設の目指すべき姿、(3)施設整備における視点として、整理いたしました。特に整備における視点として、児童生徒数に見合った施設、規模の適正化により余裕教室を集約することも考えていかなければなりません。

6ページ、(4)施設整備方針についてでございます。今後、同時期に集中して建てられた施設が一斉に建て替え時期を迎えて整備に多大なコストが見込まれるため、使用年数を60年から80年へ延長することによりまして、施設のトータルコストの縮減を図ってま

いります。また、施設の状況に応じて、長寿命化改修、大規模改造、中規模改修を使い分け、整備サイクルを見直します。

7ページ、(5)施設整備水準についてでございます。長寿命化改修、大規模改造、中規模改修の主な整備内容等につきましては、この資料7ページの図をご参照ください。

長寿命化改修につきましては、これまでの大規模改造に加え、躯体の長寿命化や建築物の耐久性の向上を図るとともに、断熱性の高い建具への更新を行うなど、省エネルギー等の社会的要請に応じた改修工事を行います。なお、大規模改造は、学習環境への影響に考慮し、主に夏休み期間を活用して行っております。今後、長寿命化改修工事へ切り替えた場合には、工事内容が増えることから、工事を複数年に分けて実施することとしております。

8ページ、 章の長寿命化の実施計画についてでございます。(1)整備コストの検討につきましては、実現可能な整備機能を勘案し、整備コストの平準化を図り、1年当たり35億円の事業規模に設定します。

9ページ、(2)整備順位についてでございます。建築物の築年数、改修履歴、劣化状況等を踏まえた整備内容の検討及び分類により、整備順位を整理し、計画的な改修を推進いたします。

10ページ、(3)実施計画での見直しルールについてでございます。実施計画につきましては、今後の劣化状況の動向、学校を取り巻く環境の変化及び児童生徒数の変化などを反映し、4年ごとに見直してまいります。

以上で、議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

小泉教育長職務代理者 基本的には、この計画どおりでやっていただくのだろうなと思っております。ただ、学校規模の適正化といったようなところでいきますと、学区の割り振りとか、再編成等もありますので、やはりこれは総合的に、また市民や学校の意見を十分聞いた中で、進めていただけるといいのかなと思います。

この後、質問になるのですがけれども、今、子どもを取り巻く環境は、非常に社会は激変していると、10年ひと昔などというのは、もう死語に近いような形になっていると思います。教育の中身も大きく変化して、例えば私が現職のころは一斉授業オンリーだったの

ですけれども、今は習熟度別であるとか、個別指導であるとか、またインクルーシブ教育というような形で、刻々と変化していると思います。

そういった意味でも、そこに対応できるような器というか、フレキシブルな計画という柔軟性を持った計画であってほしいなと考えていますが、その辺はいかがでしょうか。

小杉学校施設課長 長寿命化計画におきましては、学校施設の目指すべき姿として、いろいろ今後も掲げておりまして、様々な機能や社会的な要請について、対応を挙げてございます。

その対応として、長寿命化改修工事に向けたソフト面で、まず設計要件として、概ね10年先の児童生徒数の推計により、その動向を見据えて将来的な空き教室に対する教室配置の方向性をまず整理いたします。そうした中で、学校長へのヒアリングにより各学校の実情、教育ニーズを把握し、多様な学習内容、学習形態への対応、地域事情ですとか、あと複合化、多機能化など、社会やあるいは時代の要請を見据えて、教室の配置や機能の抜本的な見直しを行うということを考えておりまして、必要な整備を設計に反映していくということを考えております。

以上になります。

小泉教育長職務代理者 ということは結構流動的というか、フレキシブルな感じでいくのでしょうか。

鈴木教育長 要は、多様な教育の仕方に対応できる教室にするのかどうかということだと思いますので。

小杉学校施設課長 まず学校の教室を児童推計によって、どういう形で整理するかということを一にやっていくことが必要だと思います。これは学校施設の利活用のための、そういった器を確保するという意味で学校がどういう形で最低限、あるいはそのまま効率的に学校配置ができるかという検討をします。その上で、空いた教室については、いろいろな機能とか、あるいはそういった活用の可能性があるということを見据えまして、本当に真に必要なものに対して、その教室を活用していくというようなことを考えなければいけないと思います。

ですので、そういった社会的な要請については、空き教室をまず生み出し、教育ニーズを把握した上で、そういった部屋を活用していくということを考えていかなければいけないと考えています。

鈴木教育長 基本は今の教室の形態が大体そのまま、ソフトで対応していくというよう

なイメージで捉えていいのですよね。

よろしいでしょうか。

概要版の3ページの3のところにありますとおり、相模原市の歴史の宿命的なところで、この第2分類に入っている、令和2年時点で築49年から40年が経過という、昭和45年以降数年が、もう学校をつくってもつくっても足りないような時代、配置を考えてつくったというよりは、とりあえずつくって、人口増に対応していこうというので、今50年経ってこういう状況になってしまっていますので、よく市内を見ると、小泉委員がおわかりのとおり、淵野辺小学校と大野北小学校がくっついているですとか、あるいは中央小学校と富士見小学校も隣接している。都内であれば、熟度が上がった町であれば、町の中心に学校を据えてくるのでしょうけれども、人口増に対応してつくってきて、今なかなか相模原では2世帯で住めないのが、若い方は出て高齢者は残って、それぞれの学校の児童数が減ってきている、こういう中で長寿命化を考えるに当たっては、小泉委員会からお話ございましたとおり、学区についてもそろそろ検討する時期に来ているのかなというのを感じています。

ということで、長寿命化計画については、そういうことも踏まえながらつくりましたので、よろしいですかね。

ご意見等がなければ採決をしたいと思います。

議案第16号、「相模原市学校施設長寿命化計画の策定について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第16号は可決されました。

ここで休憩いたします。16時に再開したいと思います。

職員は入れ替わってください。

(休憩・15:50～15:59)

相模原市職員のライフステージにおける人材育成指標の変更について

鈴木教育長 休憩前に引き続き会議を続けますが、今後の審議については感染予防の観点で職員が随時入れ替わりますので、委員の皆さんはご了解ください。

それでは、日程6、議案第17号、「相模原市職員のライフステージにおける人材育成指標の変更について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第17号、相模原市職員のライフステージにおける人材育成指標の変更につきまして、ご説明申し上げます。

資料をおめくりいただきまして、2枚目、別紙 相模原市教職員のライフステージにおける人材育成指標の裏面をご覧いただきたいと存じます。

1、策定の趣旨でございますが、教員の資質向上にかかる体制を構築されるために、教育公務員特例法の一部が改正されたことを受け、平成30年2月に市教育委員会として、教員のライフステージにおける人材育成指標として策定いたしました。教育公務員特例法をもとに文部科学省が策定した指針では養護教諭、栄養教諭についても指標の策定を要請していましたが、本市が作成した指標においては、掲載しておりませんでした。

このことを受け、教員養成を担う大学等とで構成する協議会におきまして協議し、文部科学省の指針を参酌しつつ、教職員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るために、本指標をこのたび変更するものでございます。

2、指標の目的ですが、教職員が職責、経験及び適性に応じて身につけるべき資質を明確にする、教職員が担う役割が高度に専門的であることを改めて示す、より高度な段階への成長を教職員に促すための目安を体系的に示すことを目的としております。

A3の資料をご覧いただきたいと存じます。

変更後の相模原市教職員のライフステージにおける人材育成指標でございます。表面は変更前の内容を全教職員共通と、教諭・総括教諭・指導教諭に分けたものでございます。裏面が今回、新たに策定した養護教諭、教育委員会に所属する管理栄養士、栄養教諭の指標でございます。

以上の人材育成指標に基づき、本市教職員の育成に努める所存でございます。よろしくご決定くださいますようお願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いをします。

小泉教育長職務代理者 平成30年に教員の指標を策定し、今回、養護教諭等の指標をとということですが、同時スタートでなかった理由等は何かあるのでしょうか。

浅倉教育センター所長 この作成から2年ほど経つわけですけれども、当時については、全国的な法改正と動きを把握した上で、まずは全教員に共通の指標についてしっかりつけていこうということで、数カ月の作成期間でつくられたものです。もちろん、その開始

後もここはいずれ必要になることは検討の中で出ておりましたけれども、少し時間をいただきながら検討をしてきたということになります。

岩田委員 言葉的に教えていただきたいのですが、このA3の大きな表ですが、全教職員共通のところは基礎期、形成期、向上期となっていて、その次の表のところ、教諭だったり裏の養護教諭とかのところ、基礎期というところは非常勤講師、常勤代替教諭となっていて、初任者で入ってすぐの教員が基礎期ではなくて形成期になっているのですが、一般的などころでいうと、初任者で入ったら基礎期かなというイメージがあるのですけれども、教員の場合は何か違う部分があるのか教えていただきたいなと思いました。

浅倉教育センター所長 この基礎期というところですが、実は採用時点で身につけておきたい資質・能力ということになります。この指標が全国的に作成される目的の1つは、大学等での養成と現場に入ってからからの接続とか、そういったものもありますので、この指標がつくられることによって、各大学等もこの「ゼロ期」にあたるようなところを作成しているものですから、また市内においても採用前に勤務されている方が多い現状ですので、ここについても1つ、資質・能力を記載する必要があるということから、ここを基礎期という形でさせていただきました。

岩田委員 少し、やはり一般とイメージする用語と違うのだと思ったので。

永井委員 大きな紙の裏の養護教諭というところ、教育委員会に所属する管理栄養士・栄養士・栄養教諭というところで、例えば、栄養教諭は授業もして下さったことがあるような記憶があるのですけれども、そういう区別というのですかね、その管理栄養士、栄養士、栄養教諭の区別で、もし役割が違うようであれば、養護教諭と栄養教諭を同じ区分にして、管理栄養士と栄養士を違う区分でもいいのかなと思ったのですが、違いを教えてください。

加藤教育センター担当課長 養護教諭に関しましては、採用の時点から養護教諭としての採用となるのですが、栄養教諭に関しましては、管理栄養士、栄養士を経年務めたものが栄養教諭となるのが一般的です。

ですので、はじめに栄養教諭の指標を策定しようとなったときに、その前段階としての管理栄養士、栄養士とのつながりがあった方がいいということで、このような形になりました。

永井委員 そうしたら、栄養教諭で例えば、管理職になるということはありませんでしょうか。

細川学校教育部長 養護教諭にしましても、栄養教諭いたしましても、もちろんそのことについて道を閉じているわけではないのですが、現在のところでは、市立学校において管理職を務めるものはいないという現状になっております。

岩田委員 養護の先生のところの部分で、状況把握と共感的理解のところの部分で、この小さいぼつぼつのところには、家庭状況などを把握するとなってくるのですが、この中の基礎期から形成、向上、発展のところ、家庭という言葉が発展期のところまで出てこない。

それで、子どもを取り巻く環境というところに家庭を入れるという解釈もありなのかもしれないのですが、特にクラスの先生ではなくて養護教諭というところであれば、今、児童福祉と言わないので、子ども・家庭福祉と言っているし、多分、その基礎期というところが学校で身につけておいてほしい能力、身につけてほしいというものであれば、やはり教育、教職課程のところでも、特に養護のところ、いうと子どもと、その家庭の理解みたいなところは教えていくときに、あえてここで家庭という言葉が発展期まで言葉として出さなかったのは、何か意味があるのかなど。逆に、もう少し早い段階で子どもと家庭の理解というのは養護の先生に求められる資質として打ち出してもよかったのではないかと思います。

浅倉教育センター所長 委員がおっしゃるように、ここの家庭という言葉については、やはり子どもを取り巻く環境の1つとして含めて考え、指標の各項目については項目数を増やさずということで対応をさせていただきましたが、家庭という言葉が少し薄まってしまうところがひょっとしてあるかもしれません。

鈴木教育長 考え方としては、子どもを取り巻く環境の中に家庭が入っているけど、読んだ人は確かに印象が薄いという感じがしますよねという説明です。よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第17号、「相模原市職員のライフステージにおける人材育成指標の変更について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第17号は可決されました。

令和2年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について

鈴木教育長 次に日程7、議案第18号、「令和2年度相模原市スポーツ団体事業費補助

金の交付に係る諮問について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

○大貫生涯学習部長 議案第18号、令和2年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、スポーツ基本法第35条の規定により、社会教育関係団体であるスポーツ団体に対し補助金を交付する場合には、あらかじめスポーツ推進審議会の意見を聴くこととなっているため、提案させていただくものでございます。

令和2年度の補助金交付対象は議案にありますとおり、公益財団法人相模原市体育協会、相模原市スポーツ推進委員連絡協議会、城山体育振興協議会、津久井地区体育振興会連絡協議会、相模原市相模湖社会体育振興会連絡協議会、藤野地区スポーツ振興会連絡協議会、特定非営利活動法人神奈川県ボート協会の7団体でございます。

各団体への補助金につきましては、前年度であります今年度と同額で補助金額は一覧表に記載のとおりでございます。また、各団体の概要及び補助対象事業につきまして、2枚目の関係資料でございますので、ご確認のほどお願いいたします。

以上で、議案第18号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

平岩委員 一番下の特定非営利活動法人神奈川県ボート協会について少し教えていただけますでしょうか。

高林スポーツ課長 こちらの特定非営利活動法人神奈川県ボート協会への助成ですが、相模湖レガッタということで、この大会は旧相模湖町が昭和30年の第10回国民体育大会の記念として開催されてきたもので、平成19年からは競技を主体的に運営している、県内のボート競技を振興する県ボート協会が主催となって大会を開いているところでございます。

大会自体は県のボートで、一般、大学、高校、男女が参加して1人乗り、2人乗り、8人乗りのボートを使って大会等が行われて、全国から千人を超える参加者が来ている状況でございます。

鈴木教育長 平岩委員の質問の趣旨は団体の方のことです。特定非営利活動法人神奈川県ボート協会はどのような団体なのかということですね。

高林スポーツ課長 失礼しました。神奈川県を拠点としてボート競技の普及、啓発を行う目的でこの競技の振興を図るとともに、ボート人口の増大を図るとともに、県民の健康維持、生涯スポーツの発展に寄与する目的でつくられております。

構成団体としましては、20団体ございまして、東海大学、防衛大学、それから北里大学医学部等々、学校関係、津久井高校と、それから津久井グローリークラブなど、20団体、240名ほどの会員がいるところでございます。

鈴木教育長 団体と額については、今年度と同じということですので、諮問についてはよろしいでしょうか。

それでは、採決を行います。

議案第18号、「令和2年度相模原市スポーツ団体事業費補助金の交付に係る諮問について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第18号は可決されました。

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について

鈴木教育長 次に日程9、議案第20号、「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第20号、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

はじめに、本議案の提案理由でございますが、本議案は、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正について、相模原市長から意見を求められたため、提案するものでございます。

裏面の関係資料をご覧ください。

1の概要でございます。現在、教育職員の時間外勤務につきましては、生徒の実習に関する業務や修学旅行その他学校の行事に関する業務などのいわゆる「超勤4項目」について命ずることとしておりますが、校務として行われている業務については、時間外勤務を命じられて行うものでないとしても、学校教育活動に関する業務であることに変わりはなく、そうした自主的、自発的勤務が、教育職員の長時間勤務につながっている実態がございます。

このような状況の中、令和元年12月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法が改正され、教育職員の上限時間を示した指針が新たに規定をされました。このことを踏まえまして、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務についても、服務監督者である、教育委員会において適切な管理を行う必要が生じたところでございます。

このことを受けまして、教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例を改正し、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について規定するものでございます。

具体的な措置の内容については、2の措置の内容としてお示ししているとおりでございますが、これらについては新たに教育委員会規則を制定し、規定する予定でございます。

なお、2の措置の内容の(3)の上限時間につきましては、教員以外の地方公務員や民間の事業所等で働く方の上限時数と時間、上限時間数と同様の時間数となっております。

最後に3の取組の推進についてでございます。本措置の実行性を担保するため、別途、在校等時間の短縮に向けて(1)から(4)までにお示した取組を位置付けた方針を策定する予定でございます。

以上で、議案第20号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 教員の多忙化というのは本当にいろいろなニュースでも聞かれるところです。そういった意味でも適正化に向けた動きというのが、私はOBとしても非常に有意義なものかなと思います。

ただ、この具体的な数値をどうやって吸い上げるのかということと、あとは他市町村でも同じタイミングで同じようなことで動いているのかということ。この2点、教えてください。

○農上教職員人事課長 まず1点目についてですが、時間管理をどのように行うのかというご質問と理解してよろしいでしょうか。本市におきましては、教員一人ひとりにパソコンがございますので、そのパソコンの電源のオン、オフをもとに勤務時間を把握しております。職員には、出勤したときには電源をオン、退勤するときにオフにするように周知しているところでございます。また、より実態に即したデータが取れるように、例えば、休日

の部活動、対外試合などはパソコンのオン、オフをしませんので、そういったものはデータに追加するような形で、できるだけ実態に即した数字を出すようにしているところがございます。

それから、他市の状況ですが、指定都市で申しますと、2月5日現在におきまして、20市中、本市を含めた12市が令和元年度中の議会に条例案を提出する方向で検討、調整中であると承知しております。

鈴木教育長 今回、こういう提案をさせていただいたのですが、事務局の中では、上限時間だけ設定して、実効策はそれほどないのに提案することはいいのかという議論はありました。

ただ、国が言っているとおり、目標を掲げて、そこに向けていろいろな取組を進めていこうという結果、本日こういう提案をさせていただいていると。

永井委員 児童生徒等に係る臨時的な特別な事情というのは、勘案してくださっているので、もし個人的に生徒が何か巻き込まれて相談とかあった場合には、きちんと対応していただけるというのが担保されているということで、いいのではないかと思うのですが、ただ部活動を後からデータに追加するというのがきちんと正しく追加されるのかどうかというのと、同じ時間働いても、やはり個々によって体調などは違うかと思しますので、それほど働いていないのであれば大丈夫だろうとか、そういうことにはならないように運用していただければと思っております。よろしく願いいたします。

鈴木教育長 よろしければ採決を行います。

議案第20号、「教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第20号は可決されました。

令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について

鈴木教育長 次に日程10、議案第21号、「令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第21号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、相模原市

長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案第21号別紙、令和元年度相模原市一般会計補正予算第8号 教育委員会所掌分の6ページをお開きいただきたいと存じます。

はじめに、教育費全体の補正についてご説明申し上げます。

「款50 教育費」でございますが、補正前の歳出予算額463億9,758万円から13億7,000万円を増額し、計477億6,758万円とするものでございます。

次に、補正の主な内容でございます。

「項10 小学校費」、「目5 学校管理費」及び「項15 中学校費」、「目5 学校管理費」、それぞれの説明欄1、学校情報教育推進事業でございますが、児童生徒に1人1台のコンピューター端末を導入するに当たりまして、市立小中学校及び義務教育学校におきまして、情報通信ネットワーク環境施設の整備を行うものでございます。

次に、関連する主な歳入につきまして、ご説明申し上げます。4ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款55 国庫支出金」、「項10 国庫補助金」、「目45 教育費国庫補助金」につきましては、「節15 小学校管理費補助金」及び「節35 中学校管理補助金」を見込むものでございます。「款90 市債」、「項5 市債」、「目40 教育債」につきましては、「節5 小学校整備債」及び「節10 中学校整備債」に係る補正予算債を記載するものでございます。

次に、関連する繰越明許費補正につきまして、ご説明申し上げます。1ページにお戻りいただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項10 小学校費」及び「項15 中学校費」でございますが、学校情報教育推進事業につきまして、年度内の完了が見込めないことから令和2年度への繰越明許費を設定するものでございます。

次に、関連する地方債補正につきまして、ご説明申し上げます。

教育債でございますが、小学校整備費及び中学校整備費のいずれにつきましても、情報通信ネットワーク環境施設の整備を行うため、起債額を総額するものでございます。

以上で、議案第21号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 ネットワーク施設の整備というのは、1人1台というところで、タブレット端末以外として、その学校環境整備というのは、どういうところがあるのかなということ。あと、1台完備されても何年か経つといろいろなトラブルが起こったりもします。そういったところの手当等も考えているのか。

あとは、一番大事なことは先生方の使い方と申しますか、その辺が追いついていくのかなというところ。また、それを教育センターの方でいろいろなサポートをしていくのかなというところも含めて教えてください。

後藤教育センター担当課長 まず端末以外の整備につきましては、今回このネットワークとあわせて、電源キャビネットを教室にそれぞれ整備をする予定です。

なので、教室で端末を充電したりできるようなものとなっております。また、導入後数年経ったときについてでございますが、今回、1人1台以上に予備機として端末を用意させていただきますので、その整備につきまして、壊れたものについてはすぐにセンドバックという形になりますが、新しいものをすぐに使えるような形で対応をさせていただきたいと思っております。

また、耐用年数というものがくると申します。その後につきましては、この端末の整備については、国が4.5万円、1台につき補助というものになっておりますので、その後のものについては、現在まだ、運用の方の方針も決まっていないところです。

まずは、1人1台を整備しながら、教育の中で成果を上げていくというところを目指していきたいと思っております。

鈴木教育長 多分、これは全体が見えないとわかりにくいので、少し全体のスキーム、要は令和5年度までに国は1人1台環境をつくります。それで今回の補正については、何をやるのか。

今回の補正で計上したものについては、まず通信インフラを整備していきましようということで、高速の大容量のネットワークをまずつくっていく。その後、3年、4年、5年かけて1人1台のPCを整備していくという、そういう全体のスキームがあるので、そこら辺を含めて教育センターの方から。

浅倉教育センター所長 国が掲げるこのGIGAスクール構想ですが、今ご説明いただいたように、児童生徒1人1台の端末の使用と、それを実現するための強靱なネットワークを引くということですので、相模原市においても現在引かれている校内LAN以外にもう一本、高速通信のものを引き直して、教室の近くに無線のアクセスポイントを引くという

ことと電源キャビネットを、現在の大型テレビのスタンド辺りを考えていますけれども、その下に40台が入るようなものを設置する。そこまでが令和2年度の工事になります。

その後につきましては、3カ年かけて端末の整備に入ります。国の地方財政措置で、実は3人に1人分というのは措置されていますので、その分は一般の財源から。

それから、児童生徒数の3分の2に当たる部分は1台幾らという形で、国から補助が得ますので、それを活用しながら令和3年、4年、5年のこの3カ年で完成ということになりますので、今回の補正につきましては、その下地になるネットワーク、無線のアクセスポイントと電源キャビネットのところまで、そこまでを次年度に繰り越して工事をするというような形で考えております。

先ほどご質問いただいた、その教員の活用についてですけれども、現在、小学校で申し上げますと、プログラミング教育の実践を4年生、5年生、6年生の担任が全て経験をしておりますので、そういったところを基にしながら進めていくことになるかと思えます。それから、中学校においては、研究校の緑が丘中学校で40人が一斉にタブレットPCを使う環境で研究をしております。このところでは割と活用しやすい教科だけでなく、あらゆる教科全ての教員で、その教科で活用を行って、ある程度の成果を出しておりますので、そこを全校の中学校に広げていくという形で研修や、その実践を広げていくということで活用を図っていきたいと考えております。

小泉教育長職務代理者 本当に前向きでいいのですけれども、先ほどの議案でいくと、その上限勤務時間のところもありますし、さらにまた、教員の多忙化に拍車をかけない効率的で、それこそテレワークではないですけどどうまいことやって、よりよい成果を出せるような仕組みをつくっていただけたらと思えます。

鈴木教育長 ただ、これ1点課題があります。国といろいろ話をしている中でも、今回はこのスキームに限って補助金が先ほど説明があった3分の2について、約3万4,000台は国庫補助全額を出すよと。ただ令和6年度以降のお金については、全然示されていません。そのお金を国が出してくれるのか。自治体が出すのか、家庭が出すのかというのは、全然議論されないまま発信されているのが事実です。

文部科学大臣は全額国ではなくて、地方自治体に負担をあまり負わせるようなことはないということを記者会見では言っていますけど、どこまで信用できるのか。信用できるのかという言い方はおかしいですけど。

ただ、相模原市としては、先日見ていただいたように1人1台となると学び方が変わっ

ていくという中でやっていこうということでございます。

永井委員 校内LANを今あるものともう一本引くということなのですが、アクセスが集中したらすごく遅くなるとか、そういうことは本当に大丈夫なのでしょうか。

というのは、40人同時はまだいいのですけれども、もしかして1人1台環境になると全員が同時ということもあり得ますよね。今、子どもが通っている高校はICT教育推進校なので、朝みんなにテストが配信されるのですが、400人が一同につないでも落ちない、遅くならない、Wi-Fi環境を整備したと言っていたのですが、小中でそういった環境が保証されるのでしょうか。

後藤教育センター担当課長 そのために新しく、学習用の専用のネットワーク回線をこの校内LANの工事で引かせいただきます。今までも既存のネットワークでは、校務上のデータ等がありますので、セキュアが本当にネットワークを構築しているのですけれども、それを大きくしようとする場合はやはり制限がかかりますが、新しい新規のネットワークになりますので、その高校と同じような形で運用が図れるものだと思っております。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより採決を行います。

議案第21号、「令和元年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第21号は可決されました。

#### 事務の代理の承認について

鈴木教育長 次に日程11、議案第22号、「事務の代理の承認について」を議題といたします。

事務局より説明いたします。

○佐野教育総務室長 議案第22号について、ご説明申し上げます。

本議案につきましては、相模原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第3項の規定によりまして、事務を臨時に代理したものにつきまして、同条第4項の規定により報告するとともに、ご承認をお願いするものでございます。

代理した事務でございますけれども、教育委員会規則の制定でございます。こちらにつきましては、昨今の問題になっております新型コロナウイルス感染症に伴います公の施設

の利用等に係る利用料金及び使用料の還付の特例につきまして、市としての方針が定められたことを受けまして、迅速な対応を要し、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がございませんでしたので、臨時に代理したものでございます。

規則の内容でございますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、市の公共施設において開催するイベント等につきまして、利用を中止または延期としていただいた場合、令和2年2月14日から4月13日までの2カ月間、既にお支払いいただいている施設の利用料金等を全額還付するものでございます。教育委員会として対象となる施設は別紙の裏面の表のとおりでございます。

なお、都市公園内にございます野球場、テニス場等の有料公営施設については、市の規則において同様の対応をされているところでございます。

以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

本件については、還付の規則ですのでよろしいでしょうか。

永井委員 2枚目の別紙と書いてあるものの方なのですけれども、これは日程が4月13日までの間におけると書いてあるのは、予約がそこまでしか入っていないということで解釈してよろしいでしょうか。

○佐野教育総務室長 今回の対象期間の考え方ということでございますと、これは市が危機管理本部体制、いわゆるレベル3を発令しました2月14日から、その間で決まりました4月13日までと、当面2カ月間ということがこの本部の方針として定まったことを受けまして、この期間と定めたものでございます。

永井委員 そうしましたら、今後の情勢によっては日程が延びる可能性が重々あるということでもよろしいですか。

○佐野教育総務室長 委員のおっしゃるとおりでございます。

鈴木教育長 よろしいですかね。

それでは、これより採決を行います。

議案第22号、「事務の代理の承認ついて」を原案どおり決するに、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第22号は承認されました。

#### 和解について

鈴木教育長 次に日程12、議案第23号、「和解について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

細川学校教育部長 議案第23号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、相模原市立中学校で体育の授業中に発生した事故に係る損害賠償請求事件に係る和解について、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

別紙、中段2、和解の要旨をご覧ください。

本市は、相手方に対し、平成27年10月23日に行われていた相模原市立中学校の体育の授業におけるソフトボールの試合において、打者が空振りした際に持っていた金属バットが飛び、当該バットが待機場所で待機していた相手方の頭部を直撃したことにより相手方が負傷し、後遺障害を負った事故に対する和解金として金3,000万円の支払義務があることを認めるものでございます。

経過につきましては、4、事件の概要に記載のとおりでございます。

以上で、議案第23号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小泉教育長職務代理者 まず、この授業が変な話、妥当な授業だったのかということと、あとは再発防止というところの動きはどうだったのかということをお聞きします。

松本学校教育課担当課長 まず、授業についてでございますが、この事故発生当時の状況といたしまして、校庭に3面、フィールドが設定されていた状況でございますが、フィールドとフィールドの間については適切な距離をとっており、ホームベース後向に防球ネットを置いた状況で授業を行っておりまして、また教員も2名おったのですけれども、ゲームを行う際に際しまして、バットを振ったときに飛ばさないような、安全に配慮したような指導も行っておりまして、安全の指導については適切なものであったと認識しております。また、再発防止につきましては、本日付けでございますが、各学校に対しまして、安全管理の注意ということで改めて学校の用具や、後は運動の活動場所等に

おきまして、安全管理の徹底を行うような指導の方をさせていただいたところでございます。また、この内容につきましては、今後も指導主事の方が担当者会等におきまして、注意喚起の徹底を図っていきたいということでございます。

永井委員 こういうふうな事故があったときには可及的速やかにと申しませうか、できる限り早く学校に再発防止策の指示をお願いしたいと思います。今後はということになってしまいますがよろしく願いたいします。

松本学校教育課担当課長 この件、まず学校で起きました事故等に関しまして、重く受け止めまして、再発防止に向けて安全管理の徹底等を速やかに行ってまいりたいと思っております。

平岩委員 今のお答えを伺いました。そのスピード感なのですが、これは平成27年のことです。今日、再発防止について改めてということで、その期間が長いなという気がいたしますので、その辺が、速やかという言葉に受け止め方があると思います。ちょっとやっぱり長いなという気がいたします。

篠原学校教育課長 その辺につきましては目標を立てて、今後もしっかりやっていきたいと思っております。

先日も綱が切れるような場面ですとか、他の自治体ですけれども、高跳びで棒が当たってしまったとかございましたので、そのときに常に注意喚起を行ってきたわけですが、今後については、とにかく4月以降の担当者会ですとか、相小研、相中研の体育部会ですとか、そういったところでしっかりと先生方の方にお話をさせていただいて注意喚起をできるように、子どもの、児童生徒の安全第一が図られるように教育委員会といたしましても、十分に注意して取り組んでいきたいと思っております。

細川学校教育部長 本当に、学校は児童生徒の安全安心をしっかりと、管理という言葉は語弊があるかと思うのですが、守っていかなければならないということについては本当にそのとおりでございます。

先ほどの担当課長の話にもありましたとおり、また課長の話にもありましたように平素より学校事故の防止につきましては、担当者会であるとか何か事案があれば発出文書を用いて、または校長会の行政説明等々でしてきたところではございます。この間、平成27年度から本日まで、そうしたものがなかったかということ、そういうことではございませんで、様々な事案発生が起きたときに、その都度その都度、けがの防止等に務めるようにということでは周知をしてきたところでございます。

ただ、このソフトボールのバットが飛んで頭部という詳細についての安全確認をしてこなかったというところなので、そのことについて改めて、こうしたことがあるのでというように例示をした中での周知が今回になってしまったということでございます。

今、お話を伺う中で、やはり再発防止のときには具体的な、そうした話が必要だということは承知いたしましたので、何か起きたときには具体例を用いた中で、わかりやすくしっかりと学校に対して周知してまいりたいと思います。

永井委員 今回のようにはならない、裁判にはならないという事例がたくさん、たくさんあってはいけないと思うのですが、幾つかはあるかと思えます。そういうときに、例えば学校側からは教育委員会の方には速やかに知らせる体制というのがきちんととられているのかということと、それを受けて教育委員会がどういう、急いで動くという体制がきちんと取られているのかというのが本当に気がかりですので、ぜひ今後、そこをきちんとしていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

松本学校教育課担当課長 学校で起きました事故に関しましては、基本的には発生後、学校に事故報告書を作成していただきまして、それを学校教育課の方にご提出いただいているということがございます。子どもがどのような状況でけがをしたのか、学校はどのような対応をしたのかというところを確認させていただくことがございますが、それよりももっと前にまず一報として、電話等でご連絡をいただいて、状況の確認をして、状況に応じて救急を呼んでいただくとか、そういった対応をして指導主事の方も状況を確認して対応に務めさせていただいているところでございます。

鈴木教育長 私の経験で言うと大体、年間3,000件以上、スポーツ振興センターの統計を見ますと学校で事故はあります。

それで、本件についてはいろいろ争いが正直ありました。これを見ると、一方的に体育の授業中にとということで争いはあったのですが、最終的には実際にけがをしているのは事実なので、そこで和解を受け入れて速やかな決着を図っていただくという内容でございます。

岩田委員 その年間3,000件ある、ちょっと擦りむいたとかというところはまだいいのですけれども、その中で裁判になるのはどのぐらいの割合があって、そのときの手続きとして裁判がやはり最後、結審をして、この着いたというところまで、その結果でしかここに上がってこないものなのか、その裁判が起きたときのレベルによって、こういうものは、ここに事前に挙げるとか、挙げないとかという何か、それこそルールというか、何か

基準があれば教えていただきたいなど。

鈴木教育長 基本的にこういう和解、損害賠償で市から保険金で当たるにしても、市からお金をこういうふうに払う場合について、損害賠償などですね。これについては議会に諮る必要があると、議会の同意が必要になります。

ただ、学校管理下で起こっている、例えば転んで骨折しました、そういうものについては、日本スポーツ振興センターの方から給付金という形で3割の治療費プラス1割の慰謝料が出たりするので、こういうところに出てこないこともあるのですが、損害賠償にいくということは、何かしらスポーツ振興センターの金額では納得がいかないという争いになるものについては、年間あって1件。

松本学校教育課担当課長 平成27年から学校教育課の人権・児童生徒指導班におるところですけれども、平成27年から数えて、今回で初めて1件でございます。

鈴木教育長 私が学校保健課にいた平成23年度のときに1件ありましたので。

岩田委員 手続的なものかもしれないのですが、これは審議事項でもあるので、そのときだとしたら、もう少し最後の審議のところは、これは着いた後でもいいのですけれども、やはりこういう裁判に関わるような事件なり、事故なりが市内で起きているのがということは、やはり教育委員としてももう少し事前に知りたかったなというのがあって、そのときに、それに応じてこの経過のところ、こういう手立てはしたのですかとか、もっとこういうところをよりサポートをしていったらどうですかとかということが言えたのではないのかなと思いました。

鈴木教育長 こういう損害賠償という形になった段階で少し、教育委員さんにお知らせする方法を少し検討してみたいと思います。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

これより採決を行います。

議案第23号、「和解について」を原案どおり決するに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第23号は可決されました。

#### 専決処分の報告について

鈴木教育長 次に日程13、報告第5号、「専決処分の報告について」、事務局より説明をいたします。

○大貫生涯学習部長 専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

報告第5号の2ページ目の専決処分書をご覧ください。

本件につきましては、橋本公民館の職員が本市軽貨物車の運転中に生じた交通事故に係る損害賠償の額の決定につきまして、報告するものでございます。

1として、損害賠償額につきましては、28万2,513円でございます。

3として、事故の概要等とありますが、令和元年11月16日土曜日でございますが、午後1時15分ごろ、緑区橋本2丁目4番7号付近の市道、横浜線の踏切から協同病院付近の交差点でのことでございますが、公民館職員が運転する本市軽貨物車が交差点を右折する際、前方を走行していた被害者の軽貨物車に接触し、破損させたものでございます。

本市の責任割合は100%でございます。

事故の原因いたしましては、運転者の前方不注意でございますが、交差点内での右折待ちをしていましたところ、信号機が黄色から赤になろうとする直前というところで、このままでは交差点で取り残されるかもしれないという気持ちから前方の車も同様に右折待ちで待っていたのですが、前方の車の発進に伴いまして追従しようとしたところ、前方の車が急ブレーキにより停止をしたところに追突をしてしまったものでございます。

裏面の事故の概要の下段の再発防止策をご覧くださいませでしょうか。

事故を起こした職員につきましては、安全運転実技に関する研修を受講させたほか、運転する全公民館職員に改めて安全運転マニュアルを確認し、交通安全意識の徹底を図ったところでございます。今後も職員に対し、あらゆる機会を通じまして、交通事故防止に係る啓発を行ってまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

#### 専決処分の報告について

鈴木教育長 次に日程14、報告第6号、「専決処分の報告について」、事務局より説明をいたします。

篠原学校教育課長 それでは、専決処分の報告について、ご説明申し上げます。

2ページ目の専決処分書をご覧ください。

市立中学校の清掃時間中に生じた事故に係る損害賠償額の決定につきまして、報告するものでございます。

損害賠償額につきましては、1万3,058円でございます。

事故の概要についてでございます。令和元年7月18日、午後3時10分ごろ、相模原市立中学校屋内廊下において、教員が課外活動で清掃を行っていた際、被害者に向かって液体洗剤を噴射し、被害者を負傷させたものでございます。

本市の責任割合は100%でございます。

裏面、事故の概要、下段をご覧ください。

再発防止策いたしましては、教育委員会より学校長に指導し、校長を通して、当該教諭に対し、行為の危険性について厳重に指導いたしました。その後、教育委員会から直接当該教諭に対し、厳重注意いたしました。また、教育委員会より、当該校の教職員に対し、事故再発防止に係る研修を実施いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いをいたします。よろしいですか。

小泉教育長職務代理者 まず、事故の状況が少し見えないのですけれども、もう少し詳しく負傷の程度等も含めてお話しただけたらありがたいです。

松本学校教育課担当課長 中学校の廊下清掃なのですが、廊下清掃の監督場所に当たっていた、当該の教諭が生徒に対して、ガラスの清掃用の液体洗剤を吹きかけてしまったものでございます。

生徒につきましては、その後、皮膚のかゆみを訴えまして、保健室に行って症状を訴えたという状況がございます。

平岩委員 液体洗剤を噴射してしまったのか、向かってしたのかだけ少し教えていただきたいのですが。

松本学校教育課担当課長 洗剤を吹きかけたものと承知しております。この行為につきましては悪意があったものではございませんが、適切な状況判断にける軽率な行動であったととらえております

小泉教育長職務代理者 そうなると、言葉も選んでしまうのですけれども、教員としての資質が問われるなという第一印象です。

教員というのは、教育公務員ということで高い倫理性を有するというものでいけば信用失墜行為までになりかねないかなと思うのですが、その辺の厳重注意を行ったということですが、その経緯であるとか、規定等お話をいただけたらと思います。

松本学校教育課担当課長 まず、この本件を踏まえまして、学校教育課の指導主事が学校の管理職を指導いたしまして、管理職を通じて当該の教諭に対し、行為の危険があるということで、嚴重注意をしたところでございます。また、学校教育課の指導主事の当該の学校の教職員に対しまして、再発防止の研修を行ったところでございます。また、当該の教諭に対しましては、改めまして教育委員会の方からも嚴重注意をしたということがございます。

○農上教職員人事課長 この教員に対して、まず資質のことが委員からもございました。まず、この事案については大変残念というか、恥ずかしいといいますが、許されない行為だと思っております。被害を受けた生徒さん、保護者の方に対して、本当に申し訳ない事案だったと認識しております。

この事案の報告を受け、処分等も検討をいたしました。相模原市教職員の懲戒処分の指針がございますので、それに照らし合わせる中で、この事案を想定したような処分基準、標準例はございませんけれども、この事案を行った状況、それから、日ごろのこの教員の勤務態度、また今回の事案の被害の程度、動機、その後の謝罪等も全て総合的に判断する中で、懲戒処分に至る事案ではないと判断し、今回、教育委員会からの指導等という判断をさせていただいたところでございます。

小林教育局長 事実、洗剤スプレーを生徒にかけたということは本当に軽率な行為だと思っております。この経緯、その状況ということで報告を受けている内容を少しご説明させていただきたいと思っております。

学期末の大掃除をみんなでやっていたと。先ほどご説明があったとおり、廊下の掃除をやって、壁とかに洗剤スプレーをかけてみんなで掃除をしたと。その先生曰く、和気あいあいとした雰囲気の中でみんなでやっていたということなのです。そうした中で、先生がちょっとふざけた中で、スプレーを噴射してしまって、そのお子さんの顔にかかってしまった。その生徒は皮膚も弱くて、少し赤くなってかゆみが出たということで、お医者さんに行って治療を受けた、そのような形でございます。

そうしたことで、先生として生徒を指導しなければいけない立場で本当に軽率な行為でありましたけれども、本人も反省をして大変申し訳なく思っているということで2度としないようにということで指導をさせていて、そういう経過でございます。

岩田委員 そのまま子ども同士に置きかえたら、子ども同士が悪意はないけどふざけて、ということになったら、それでいじめなりの定義に入ってしまうような行為なので、最初

の方にあった教育振興計画ではないですけど、やはり人権の教育というところは、状況として和気あいあいとやっているからという問題ではないというところを常に真摯にというか、私たちも含めて意識を高めていかないと思いました。

平岩委員 被害の程度などを見ている、これは被害の大きさ小ささではないと思います。先生が生徒にかけたという、そのところをしっかりと受け止めなければいけないのと、それから、きちんと指導をしたとおっしゃっていたので、やはりこういうことが起こったときにやはり、こちらの方に報告をしていただいて、では、どういうふう to 今後していったらいいのということをぜひ考えたいし、今、この時点でこういうことがあって、こういうふうになりましたでは、そこで途中で何もお伝えをすることもできないので、ご報告はぜひ、いただきたいと思います。

篠原学校教育課長 こういう事案がございましたときに、全てを全て挙げるということではないかと思いますが、いろいろ各課と相談しながら、重大な事案につきましては、しっかりと、こういったところでその都度報告をしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

永井委員 教員に想像力はとても大事だと思うのですね。それで、液体洗剤を噴射して、たまたま顔にかかった、皮膚が荒れたぐらいで済んだからよかったものの、目に入った、失明したでは、本当にこういう状態では済まされないということをよくよく考えていただければありがたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

細川学校教育部長 本当に今回の件につきましては、たまたまお子さんが皮膚をけがした程度でということで、永井委員のおっしゃるとおりだと思っております。

再発防止というところで、想像力ということがございましたが、先ほど担当課長の答えにもありましたように、やはり適切な状況判断、この件に関してだけではなくて、いずれのときにもやはり教員に望まれること、教職員に求められることというのは、このけがだけではなく、子どもの気持ちに寄りそうであるとか、常に日ごろから正しく状況判断ができる資質、能力というのは大切なものだと思っております。

人権についての研修というのは、直後に当該校の教員に対してしたところではあるのですが、そういうこととは別に、よくヒヤリハットというようなこともございますので、私としてもいろいろな角度で先生方の資質、能力をというところにこうした判断力、想像力というものをしっかりと考えていかなければならないと改めて考えたところでございます。

再発防止というような軽いことではないのですが、今後も教師の資質、能力が適切に育

成されるように取り組んでまいりたいと思います。また、課長からもありましたが、適切な状況に応じて委員への報告をしっかりと速やかに行ってまいりたいと思っております。小泉教育長職務代理者 冒頭にも言ったのですけれども、教員はやはり信頼関係の上で成り立つ仕事だと思います。そういった中で、明らかにこれは「えっ」って、「えっ」どころではないなというところですので、難しいかと思うのですけれども、厳正なる指導といえますか、当然、再発防止は当たり前の話、なおかつ被害に遭われたお子さんもきっと、もしかして言わないかもしれないのですけれども、その先生のこと、また見ていた子どもたちも先生って、というところになってしまうかと思えます。

要するに、相模原市全体の先生方の信用が落ちてしまうということぐらいの肝に銘じていただいて、また日々の教職員のサービスの規律の徹底ということでよろしくお願ひしたいと思えます。

岩田委員 やはり残念なのが、これだけいろいろな、指導主事であるとか、管理職であるとかという人が今、小泉教育長職務代理者が言ったように、「えっ、これだけで済ませちゃうの、えっ。」と思わなかったのか。思っても、それが出せない雰囲気だったのか。その辺がすごく残念だなと思うので、やはりもしかしたらほかの同僚の先生とか、えっ、それだけで済むものではないでしょと思った同僚もいるかもしれないけど、やはりそれが出せない雰囲気だったのか。それとも、やはりみんな少しスプレーがかかったぐらいだからと、人権感覚がなったのかと。その辺のところも含めて今後、さっき、「私たちも含めて」と言ったのは、その辺を常にアンテナを高くしておきたいなと思いました。

細川学校教育部長 今回のことに関してだけになれば、何よりもけがを負った生徒の状況とご家族の状況がなによりも最優先すべきことではなかったかなと思っております。

そして、おっしゃるように周りの子どもたちの気持ちということも大切にしなければならなかったところではないかなと思っております。

そうした中、学校においては直後からご家庭と本人と丁寧な対応をしてまいりまして、その都度そのことについては、事務局の方にご報告をいただき、事務局とともに保護者についても、子どもにとっても支援をさせていただきました。特に、そのお子さんについてはその当該教諭に対してのいろいろな思いがあるのかなのか、または今後の生活について何か気をつけていくべきことはないのかどうかということや学校と事務局と保護者と三者で考えてまいりました。今回のことに関してはということで、今申し上げたところではあるのですが、一番最も大事にしていくことはやはりそこで児童生徒が、今回は生徒なの

ですが児童生徒の気持ち、保護者の気持ち、そうしたものにしっかりと寄り添っていき、アンテナというお話がございましたが、しっかりと考えていきたいと思っております。

鈴木教育長 では、本件は以上で終わらせていただきます。

それでは、ここで前回定例会後の私の活動状況等について報告いたします。

今回の新型コロナウイルスの感染症の関係で、2月の下旬につきましては中国の日本人学校から帰ってくる子どもたちの受け入れについて各学校にお願いをしつつ、特に人権に配慮して受け入れをお願いしたいと。そういう中で、2月13日、市議会の定例会議が始まりまして、翌2月14日には、総合教育会議で皆さんにご出席をいただきました。同日の2月14日、コロナの関係で危機対策本部体制が発令されまして、その後、約2週間、正直、いろいろな学校からうちの子どもちょっと、何か調子が悪いのだけど大丈夫かなという問い合わせをいただきながら、では本市で、どういう場合について休校にしていくのか。いろいろ検討したのが2月の中旬から下旬にかけてでございます。

最終的には、27日に、もし発症したら中学校区の小中学校を休校にしようということ検討していた中で、27日の6時の政府の対策本部会議でそういう決定がされたのですが、少し自分でも反省をしているのですが、出たら対応するという考え方はやはりよくなかったのかなと。出る前に休校をどんどん判断すべきだったのか。今でも正解はわかりません。昨日も東京で小学生があるいは保育園児が陽性という話もございましたし、若い人たちを通じてコロナ感染が広がっているという話もございます。

本当に、今回のこのウイルスについては、正解は多分ないのでしょうし、今、本市は休校という判断をしたのは次、4月に向けて本当に、再開ができるかどうか。どういう状況だったら再開ができるのか。再開したときに何をすればいいのか。これが今後、求められてくる課題になるかと思えます。

以上になります。

では、ここで、次回の定例会の予定日を確認いたします。次回定例会については、4月20日、月曜日、午前9時30分から、教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 それでは、次回の定例会については、4月20日、月曜日、午前9時30分から開催する予定といたします。

ここで休憩いたします。なお、再開後の審議については、公開しない会議といたします

ので、関係する職員以外の方は退出してください。17時25分に再開いたします。

(休憩・17:17～17:24)

相模原市岩本育英奨学生の決定について

(公開しない会議 原案どおり可決)

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉 会

午後5時37分 閉会